

日本赤十字から 講習のお知らせ

◎赤十字救急法基礎講習

意識障害・気道閉塞・呼吸停止・心停止など直ちに手当が必要な場面で、救急隊が到着するまでの間に必要な知識と技術を身に付けます。

○講習内容／心肺蘇生法、AEDの使い方など

○日時／4月14日(土)、午前9時～午後1時

○場所／釧路赤十字病院

○受講資格／15歳以上の方

○定員／20人

○受講料／1,500円

◎赤十字水上安全法救助員Ⅰ養成講習

思いがけない水の事故から自分自身を守るとともに、溺れた人を正しく救助して、医師や救急隊員に引き継ぐまでの応急の手当が出来るように知識と技術を身につけます。

○講習内容／水の事故防止、泳ぎの基本と自己保全など

○日時／

・4月14日(土)、午後2時30分～5時

・4月15日(日)、午前10時～午後5時

・4月21日(土)、午後1～5時

・4月22日(日)、午前10時～午後5時

○場所／釧路赤十字病院（4月14日(土)は釧路町温水プール）

○受講資格／赤十字救急法基礎講習修了者（認定書が有効期限内の方）

○定員／10人

○受講料／700円

※別途プール利用料が必要です。

◎両講習共通

○申込締切／4月4日(水)

○資格証／全過程を修了した方に受講証を授与。成績優秀な方には認定証を交付。

○申し込み・問い合わせ／日本赤十字社北海道支部釧路市地区（☎0154-23-5151内線1423）

子どもたちのため 安全確保のお願い

新年度を迎え、これから新たなスタートを切る新1年生をはじめ、町内各学校の子どもたちが元気に通学します。

各学校および教育委員会では、子どもたちを犯罪から守り、事故に遭わせないための指導はもとより、通学路の点検や防犯ブザーの配布などの環境整備に取り組んでいます。

また、日ごろの各町内会・地域会、ボランティアなど、各団体による通学路の安全対策などの活動は誠に心強いものであり、ご協力に感謝いたします。

子どもたちの安全を守るためには、学校や家庭、地域全体での情報共有や連携を図る取り組みが重要です。

皆さんにもご理解いただき、さらなる安心・安全な地域社会づくりに向け、新1年生をはじめとする児童生徒の安全確保の取り組みにご協力をお願いします。

○お願い事項／

- ・子どもたちの登下校時間に合わせて散歩・買い物・家の周りでの作業などをし、子どもたちを見守っていただくようお願いいたします。
- ・「おはよう」「行ってらっしゃい」「お帰り」など子どもたちへの声掛けをお願いします。
- ・不審者を発見した場合は警察、学校などに至急連絡をお願いします。



平成30年度 国税専門官募集

札幌国税局では次のとおり、国税専門官採用試験の受験者を募集します。

○受験資格／

①昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの方

②平成9年4月2日以降の生まれで大学を卒業見込みの方、または人事院が上記と同等の資格があると認める方

○申込方法／インターネットで申し込みください。（専用アドレス<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>）

○受付期間／3月30日(金)（午前9時）～4月11日(水)

○試験日／

・第1次試験…6月10日(日)（基礎能力試験、専門試験）

・第2次試験…7月12日(木)～19日(木)のうち指定する日

○最終合格発表日／8月21日(火)

○問い合わせ／

・釧路税務署（☎0154-31-5100）

・札幌国税局（☎011-231-5011）

振替納税の領収証書送付 取りやめのお知らせ

町税を口座振替により納付していただいた方には、毎年5月下旬に町より領収証書（圧着ハガキ式）が送付されておりますが、今年度より送付を取りやめ、振替預貯金通帳に町税の名称を印字することをもって領収証書に代えさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、これまでどおり領収証書が必要という方には、送付をさせていただきますので、お手数ですが下記まで連絡ください。

■問い合わせ／役場税務課納税係（1階⑩番窓口☎内線155）

浄化槽の維持管理

設置者（浄化槽管理者）には、下記の3つの義務があります。水質基準に満たない浄化槽処理水を放流したり、法定検査を受検しない場合は、浄化槽法により30万円以下の過料が科せられる場合があります。浄化槽の設置・変更・廃止の際は、下記係に届け出をしてください。

◎法定検査（水質検査）を受けましょう

法定検査では、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているか確認します。

検査には使用開始後3～8カ月以内に行う「設置後などの水質検査」と、毎年1回行う「定期検査」があります。

浄化槽をお使いの方で検査案内が届いていない方は、北海道浄化槽協会（☎011-823-4750）に問い合わせてください。

◎保守点検を受けましょう

保守点検では、浄化槽の機能を維持するための機器類の調整や、消毒薬の補充などを行います。

およそ4カ月に1回以上（処理方式や処理対象人員によって回数は異なります）実施する点検は、浄化槽管理士または専門の登録業者に委託することができます。

◎清掃を行いましょ

清掃とは、バキューム車で汚泥を引き抜くことをいいます。

浄化槽には水に溶けない固形物や汚泥が少しずつたまるため、そのままにしておくと臭いや水質悪化の原因になります。清掃は年1回以上行う必要があります。町内の許可業者に委託することができます。

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

合併処理浄化槽整備事業について

下水道の集合処理が困難な地域の生活環境を保全し、



公衆衛生の向上を図るため、本町では、平成26年度から合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付しています。

○平成29年度実績／

19基（5人槽…7基、7人槽…8基、10人槽…4基）

○対象者／町内に住所を有し町税などの滞納がないこと。

○対象の浄化槽（全てに該当すること）／

- ・公共下水道設置条例の排水区域・処理区域を除く地域に設置するもの。
- ・自ら居住または居住しようとしている専用・併用住宅で10人槽以下のもの。
- ・浄化槽工事業の登録または届け出をしている町排水設備指定工事店で施工するもの。

○補助金／浄化槽設置工事費から10万円を差し引いた額を交付します。ただし、5人槽は上限125万円、7人槽は上限153万円、10人槽は上限214万円です。

※排水設備工事と浄化槽の年間維持管理費は個人負担です。

※平成30年度は21基になり次第締め切ります。

○指定工事店／

- ・永昌工業
- ・服部組
- ・三浦ポンプ機械店
- ・ライフクリエイトくまがい

○問い合わせ／

- ・役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）
- ・役場水道課下水道事業係（2階⑮番窓口☎内線264）

釧路湿原国立公園連絡協議会からのお知らせ

◎春の足音を聴きに行こう

釧路湿原の環境や生態系を学びながら早春の木道を歩きます。

○日時／4月15日(日)、午前10時～正午

○定員／15人

○参加費／無料

○集合・申し込み・問い合わせ／鶴居村温根内ビジターセンター（☎0154-65-2323）

◎早春の湿原野鳥観察会

渡り鳥の中継地シラルトロ湖周辺で、講師の解説を聞きながら野鳥観察を楽しみます。



○日時／4月21日（土）、午前10時～正午

○定員／15人

○参加費／無料

○開催場所／シラルトロ湖・蝶の森周辺

○集合場所／憩の家かや沼駐車場

○申し込み・問い合わせ／塘路湖エコミュージアムセンター（☎015-487-3003）

◎釧路湿原こどもレンジャー登録者募集

登録者を対象に体験型のイベントを開催し、楽しみながら釧路湿原について学習します。

○対象／小学校4～6年生

※登録者の兄弟であれば、小学校低学年でも登録可

○申込期間／4月2日(月)から

○申し込み・問い合わせ／釧路湿原国立公園連絡協議会事務局（☎0154-31-4594）



地域づくりを支援します

本町では、まちづくりや産業振興など幅広く支援するために、地域活性化に向けた自主的な取り組みを支援しています。

◎地域振興補助金

○補助対象者／町内会・地域会

○募集期限／4月27日(金)

◎地域文化振興基金自主研修事業

○補助対象者／町内の団体など

○補助金額／補助対象経費の70%以内

○補助対象事業／町内の団体などが行うまちづくりリーダー養成のための自主的な研修など

○補助対象例／

①人材育成のための必要な研修会、講演会などへの参加・開催

②地域間交流などに関する事業

③生涯学習の推進に関する事業

○募集期限／4月27日(金)

○申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口 ☎内線224）

犬の放し飼い ふんの処理について

放し飼いやつなぎ方の悪さなどが原因で、飼い犬が脱走し、近隣の人や家畜などに害を与えたり、飼い犬自身が負傷する事があります。ペットによるトラブルが起きた場合、適切な管理をしていなければ飼い主に賠償などの責任が生じます。

飼い犬が逃げ出さないように、日頃からしっかりつなぐか柵に入れます。散歩に連れて行く時はリードを付け、袋などを携帯してふんの後始末を確実に行きましょう。ペットを飼う際は責任を持ち、マナーをきちんと守りましょう。

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎内線127）

社会教育関係団体の 認定申請について

教育委員会では、文化・スポーツ活動などを行っている団体を社会教育認定団体として登録し、各種支援を行っています。新たに認定を希望する団体は下記受付場所にて申請を受け付けています。

平成29年度までに認定を受けた団体は、平成32年6月末日まで自動更新されるため申請の必要はありません。

○認定の要件／

①社会教育に関する事業を主な目的としている団体。

②団体意志を決定・執行し、代表する機構または機関が確立されていることが明確な規約などを有する。

③自ら経理し監査するなど、会計機構を有する。

④団体活動の本拠としての事務所を有する。

⑤団体の会員が原則として5人以上で構成されている。

※構成員が5人に満たない場合であっても主として社会教育に関する事業を行い、その成果が十分期待できる団体は下記に問い合わせください。

○認定団体に対する優遇措置／

①大会、研修会などに参加する場合の車両借り上げ料の補助

②有料体育施設などの専用使用料の50%減額

③開発センター使用料の減免（入場料を徴収する場合を除く）

④公民館使用料の免除

⑤コンベンションホールういず使用料の免除

○受付期間／随時

○受付場所／団体が所在する公民館または農業者トレーニングセンター

○問い合わせ／教育委員会社会教育課社会教育係（☎内線288）

心身障がい者 一般巡回相談の実施

北海道立心身障害者総合相談所では「一般巡回相談」を行っています。平成30年度の釧路市での開催日程が決まりましたのでお知らせします。

次に該当し、相談を希望する方は下記係までご連絡ください。

・18歳以上で療育手帳の更新時期が近づいている方、または過ぎてしまっている方

・18歳以上で療育手帳の交付を受けたい方

・総合相談所による直接判定が必要な補装具をお求めの方

・上記のほか、生活上の悩みや問題などの原因が障がいによるものと思われる方

○相談日程／

・第1回…9月11日(火)～12日(水)

・第2回…11月6日(火)～7日(水)

○申し込み・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口 ☎内線132）

しべちゃ斎場町外利用者 使用料が改定されます

4月1日から、町外に住所がある（町に住居票がない）方がお亡くなりになられた場合、しべちゃ斎場での火葬場使用料は、次のとおりに変更となります。

※町内にお住まいの（町に住居票がある）方は、今までどおりの使用料です。

○使用料／

・12歳以上…

改定前6,000円→改定後20,000円

・12歳未満…

改定前4,000円→改定後13,000円

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎内線127）

デイサービスセンター 運転手を募集しています

運転手の臨時職員1人とパートの臨時職員を2人募集しています。

○募集要件／

- ・臨時職員…65歳以下で大型自動車運転免許証を有する健康な方
- ・パートの臨時職員…65歳以下で大型自動車か普通自動車運転免許証を有する健康な方

○業務内容／利用者の送迎、乗車の介助など

○勤務時間／

- ・臨時職員…午前8時30分～午後5時15分（月～土曜日）
- ・パートの臨時職員…1日5時間以内（月～土曜日、交代制）

○雇用期間／採用の日から6カ月以内（更新予定あり）

○問い合わせ／デイサービスセンター（☎485-1859）

やすらぎ園臨時職員を 募集しています

介護職の臨時職員を随時、募集しています。募集人数、要件、待遇、提出書類などの詳細は、町ホームページ（アドレスは30ページ参照）をご覧ください。

○提出先・問い合わせ／特別養護老人ホームやすらぎ園（☎485-3501）

広報しべちや 有料広告募集

○申込方法／下記係へ申し込みください。（原稿は原則電子データ）

○申込期間／

- ・5月号…4月5日(木)まで
- ・6月号…5月7日(月)まで

○申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口☎内線224）

固定資産課税台帳の 縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、自己所有の土地や家屋の評価額がほかの土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認することができる制度です。「固定資産課税台帳の閲覧」という形で法定化され、毎年4月1日から閲覧できます。評価額の比較という目的以外の閲覧はできません。プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地」という形での閲覧申請はできませんが「常盤〇〇丁目〇〇番」というようにその物件の所在などが分かると閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請してください。

また、今年は3年に一度の固定資産評価替えの年です。これらの見直しは、家屋については建築費用、土地については鑑定価格などを基に行います。

○手数料／縦覧期間内は無料（それ以降1回100円）

○縦覧期間／4月2日～6月1日

○縦覧場所・問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線152）

確定申告が 間違っていたときは

確定申告書を提出した後で、申告内容に間違いに気付いた方はいませんか。税額を多く申告していたときは「更正の請求書」を提出して、正しい税額へ訂正を求めることができます。税額を少なく申告していたときは「修正申告書」を提出して、正しい税額に修正してください。確定申告書の提出を忘れていたときは、速やかに申告書を提出してください。詳しくは、下記へ問い合わせください。

○問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

個人住民税の申告が 必要です

個人住民税は1月1日に住所のある市町村で課税されます。本町在住の方は、納税義務者や課税標準額を確定するため、申告書の提出が必要です。所得が確定しないと所得証明書、課税証明書および非課税証明書などの「所得に関する証明書」の発行ができない場合があります。所得税は確定申告書の提出をしなくても良い場合がありますが、住民税においては申告書の提出が義務付けられています。ただし、前年分の所得税について「所得税の確定申告書」を提出した場合、個人住民税の申告書を提出したものと見なすため、あらためて提出する必要はありません。申告義務を免除される場合がありますので、事前に下記まで連絡ください。

※1月2日以降に亡くなった方も個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方は申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得が確定できない場合、後日役場から個人住民税申告の依頼通知をします。

○問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

春の全国 交通安全運動

新1年生が登校する季節です。安全で楽しい学校生活を過ごせるよう、子どもたちを交通事故から守りましょう。自転車も「クルマ」です。車道の左側を走りましょう。4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」で、交通安全啓発で全国統一の活動が行われます。

○スローガン／ストップ・ザ・交通事故～めざせ安全で安心な北海道～

○期間／4月6日(金)～15日(日)

町税および各使用料などの 夜間納付相談窓口の開設

本町では毎月、夜間納付相談窓口を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりです。昼間はお仕事などで納付相談が困難という方は、ご利用ください。

なお、コンビニエンスストアでも町税などの納付ができますので、夜間や休日に納付するときなどに利用してください。

町税などは、皆さんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

- 日時 / 4月27日(金)、午後8時まで
- 場所 / 1階⑩番窓口
- 問い合わせ / 役場税務課納税係 (☎内線155) および各担当係

ブロードバンド 整備設置の支援制度

地理的・地形的な要因で無線LANへ接続が困難な場合や、無線LANの接続に建柱などの特別な工事費が発生する世帯に対し、ブロードバンド設備設置に対する初期費用の一部を支援します。

この支援制度は、初期費用が32,400円を超える場合に対象となります。例えば、衛星インターネット設備を設置し、初期費用が594,000円かかるとき、初期費用と個人負担額32,400円の差額の561,600円を支援します。

制度の詳しい内容や手続きは、下記窓口へ問い合わせください。

- 無線LANの申し込み / NPO 標茶インターネットプロジェクト (SIP) (☎485-4500)
- ブロードバンドの相談窓口 / 役場総務課電算管理係 (2階⑬番窓口 ☎内線218)

町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

- 売り払い物件・価格 / 下記係で閲覧または町ホームページに掲載 (アドレスは30ページ参照)
- 申し込み・問い合わせ / 役場管理課管財係 (1階⑧番窓口 ☎内線141)

国民健康保険に 関するお知らせ

◎国民健康保険の保険証について

今まで国民健康保険の保険証の有効期限は4月30日までとなっており、国民健康保険の資格のある方へ4月中旬に保険証を送付しておりましたが、平成30年度から全道で保険証の様式が統一されることになり、現在交付している保険証の有効期限は7月31日までとなっています。

新しい保険証については、7月中旬に簡易書留にて郵送いたします。

◎喪失の届け出はお済みですか？

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険に加入した場合、国民健康保険の喪失の届け出が必要です。

国民健康保険の資格は自動的に喪失されず、手続きをしないと余分な国民健康保険税がかかりますので、注意してください。

○手続きに必要なもの /

印かん、国民健康保険の保険証、職場でもらった保険証、マイナンバーカードもしくは個人番号通知カード

- 問い合わせ / 役場住民課年金保険係 (1階②番窓口 ☎内線124)

国民年金保険料 学生納付特例制度

20歳以上の方は学生であっても、国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修学年限1年以上である課程)に在学する学生で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得の目安〉

118万円＋
(扶養親族等の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。平成29年度に保険料を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が送付されています。同一の学校に在学している方は、このはがきに必要事項を記入して返送すると、平成30年度の申請をすることができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますので年金事務所に連絡してください。

○問い合わせ /

- ・釧路年金事務所国民年金課 (☎0154-22-5810)
- ・役場住民課年金保険係 (1階②番窓口 ☎内線125)

